明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（文部科学四）　一

〔告　示〕
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁八）　二
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（総務二〇）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二一六～二一九）　三
○保安林の指定を解除する件（同二二〇～二二六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二二七～二三三）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六一、六二）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局一一～一四）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一六、一七）　六

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　法務省　公安調査庁　最高裁判所　六

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一）　七
国家試験
令和二年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　七
公聴会
狩猟鳥獣の指定の変更等に関する公聴会の開催について（環境省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八
会社その他
会社その他　三〇

省令

○文部科学省令第四号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四十四条の五において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百十八条の三第一項の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

文部科学大臣　萩生田光一

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） **第三条の三**　法第四十四条の五（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。）第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一・二　［略］ （役員賠償責任保険契約から除外する保険契約） **第三条の五**　準用一般社団・財団法人法第百十八条の三第一項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの	（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） **第三条の三**　法第四十四条の二第四項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。）第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一・二　［同上］ ［条を加える。］